

第49号議案

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件に中核市の長が行う研修を修了した者を追加する必要があるからである。